

山梨県公報

号外第十七号

平成十五年

三月二十日

木曜日

目次

選挙管理委員会

政治団体の名称等の届出	一
収支報告書の要旨の公表	五
条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数	五
県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数	五
県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数	五
不在者投票を行うことができる施設の指定	六
山梨県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	六
衆議院山梨県第三区選出議員補欠選挙における選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日 登録を行う日及び縦覧に供する期間	一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりであった。

平成十五年三月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

政治資金規正法第六條第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
よつちゃんクラブ	土屋久	深澤芳次	甲府市朝氣二丁目一三五	平成十五年一月十六日	平成十五年一月二十三日
杉本光男後援会光野会	小俣次朗	杉本登	都留市大野一八九二	平成十五年	平成十五年

和修会	修和会	黎明同志会	八巻美弥子と歩む美根の会	ほのべ実後援会	西室まもる後援会	河西忠則を支援する忠友会	南アルプスEVOLVE会	たんぼほの会	三親会	亨友会	小野すすえ後援会「鈴の会」	保坂武後援会風	加々美宝後援会	小池明智後援会	佐藤茂樹後援会	浅川力三後援会
輿石修	片野和男	天野文重	清水澄代	有馬政雄	西室衛	藤岡彦衛	吉岡哲也	大久保勝雄	加賀美佳明	秋山捨雄	小野鈴枝	斉藤弥	桑原孝正	中島今朝文	佐藤茂樹	小宮山光彦
降野さとし	降野さとし	山口泰	八巻和子	長田義重	西室衛	岡田義男	中島勤也	板山武人	名取豊重	小泉和久	内藤安貴代	斉藤政昭	柏木壮造	小池順一	末木徳夫	浅川隆章
甲府市大里町三二五番地一号	甲府市大里町三二五番地一号	中巨摩郡竜王町篠原二二三〇	北巨摩郡高根町箕輪二五八五一	中巨摩郡敷島町亀沢三二二八番地	大月市大月三一一二	中巨摩郡昭和町西条一八二〇	中巨摩郡八田村野牛島一八八二二二二	北巨摩郡小淵沢町八一三二二	甲府市伊勢二丁目七番一〇号ダイアパレス六〇二号室	甲府市善光寺三三四二七	山梨市上神内川一五一	中巨摩郡竜王町篠原七四三	富士吉田市大明見一〇二	北巨摩郡大泉村谷戸四〇〇二	甲府市飯田四一六一〇二	北巨摩郡高根町村山東割二二三七九
平成十五年三月五日	平成十五年三月五日	平成十五年三月一日	平成十五年三月三日	平成十五年二月二十三日	平成十五年二月二十七日	平成十五年二月二十七日	平成十五年二月二十五日	平成十五年二月二十五日	平成十五年二月二十五日	平成十五年二月二十五日	平成十五年二月二十三日	平成十五年二月二十一日	平成十五年二月十七日	平成十五年二月十五日	平成十五年二月十七日	平成十五年二月十七日
平成十五年三月七日	平成十五年三月七日	平成十五年三月五日	平成十五年三月三日	平成十五年三月三日	平成十五年二月二十八日	平成十五年二月二十七日	平成十五年二月二十五日	平成十五年二月二十五日	平成十五年二月二十五日	平成十五年二月二十五日	平成十五年二月二十五日	平成十五年二月二十四日	平成十五年二月二十四日	平成十五年二月二十一日	平成十五年二月十八日	平成十五年二月三日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

三親クラブ	金丸 三郎	名取 豊重	甲府市伊勢一七 一ニダイアパレス六〇二	平成十五年 三月十一日	平成十五年 三月十一日
-------	-------	-------	---------------------	----------------	----------------

区分	名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	人興会	田邊和夫			平成十四年 十二月三十一日	平成十五年 一月七日
新	西室党後援会党進会	真田忠一郎	齊藤武男		平成十四年 十二月四日	平成十五年 二月十七日
新	自由民主党南部町支部	高野正樹		南巨摩郡南部町本郷三二二五	平成十五年 二月十二日	平成十五年 二月十七日
新	立山会	田中建治		南巨摩郡南部町内船七三四三	平成十五年 二月十七日	平成十五年 二月十七日
新	天晟会				平成十五年 二月十七日	平成十五年 二月十七日
新	のこの智恵子山梨県後援会	牧島 ミユキ			平成十五年 二月十四日	平成十五年 二月十八日
新	日本共産党雨宮ふみお後援会	飯野春枝		東八代郡石和町広瀬七七九	平成十五年 二月十四日	平成十五年 二月十九日
新	山梨県土地家屋調査士政治連盟			甲府市国母八丁目一三番三〇号	平成十四年 九月一日	平成十五年 二月二十五日
新	自由民主党若草町支部	時田信良	志村賢司	甲府市北口二丁目一番三号	平成十五年 二月二十四日	平成十五年 二月二十五日
新	白倉政司を励ます会(政新会)	相澤誠治	時田信良	中巨摩郡若草町鏡中条九三四一	平成十五年 二月一日	平成十五年 二月二十六日
新	一友会	小林征美	伊藤一雄		平成十五年 二月二十六日	平成十五年 三月三日
新	山梨県社会福祉政治連盟	小林征美	石原由起夫		平成十四年 四月一日	平成十五年 三月六日
新	酒井健吉	酒井健吉	村松正彦			

新	全国市民連合会山梨	小俣 惠彦	山梨県都留市上谷四二	平成十五年	平成十五年
旧		高尾 松男	富士吉田市旭四五一七	三月五日	三月十日
新	「わ」の都・甲府を創る会		甲府市宝三丁目二七六	平成十五年	平成十五年
旧			甲府市寿町七 六	二月十日	三月十三日
新	「わ」の都・甲府を創る会	小宮山 清洋		平成十五年	平成十五年
旧		宮島 雅展		三月八日	三月十三日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	解散年月日	届出年月日
昭和会	古屋 太朗	望月 魂雄	東八代郡石和町山崎一番地	平成十四年十二月十五日	平成十五年一月二十四日
長栄会	渡辺 忠雄	窪田 義久	北巨摩郡長坂町長坂上条二五七五魚光会館	平成十四年十二月二十五日	平成十五年二月二十一日
松友会	青柳 元雄	斉藤 伸子	西八代郡市川大門町六二七〇 六	平成十四年十二月二十日	平成十五年二月二十六日
栄山会	佐野 仁志	小林 力	西八代郡下部町道一七五番地	平成十四年十二月二十日	平成十五年二月二十六日
南アルプスE.VOLVE会	吉岡 哲也	中島 勤也	中巨摩郡八田村野牛島一八八二 二二	平成十五年三月七日	平成十五年三月七日
幸住県推進県民会議	小林 二郎	佐藤 進	甲府市丸の内二丁目二六番五号	平成十四年十二月三十一日	平成十五年三月十二日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
小野 鈴枝	山梨市議会議員	小野すずえ後援会「鈴の会」	山梨市上神内川一五一	小野 鈴枝	平成十五年二月二十三日	平成十五年二月二十五日
西室 衛	大月市議会議員	西室まもる後援会	大月市大月三 一 一三二	西室 衛	平成十五年二月二十七日	平成十五年二月二十八日
輿石 修	甲府市議会議員	和修会	甲府市大里町三三二五番一号	輿石 修	平成十五年三月七日	平成十五年三月七日
金丸さぶろう	甲府市議会議員	三親クラブ	甲府市伊勢二 七 一 ーダイアパレス六〇二二	金丸さぶろう	平成十五年三月十一日	平成十五年三月十一日

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十二年法律第九十四号）第二十条の規定に基づき、同法第十二条第一項の規定による収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。
平成十五年三月二十日

山梨県選挙管理委員会
委員長 石澤道夫

政治資金規正法第十二条第一項
平成十三年一月一日から平成十三年十二月三十一日まで
政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称

豊友会

報告年月日 平成十四年九月四日

1 収入・支出の総額	0	円
(1) 収入総額	0	円
ア 前年繰越額	0	円
イ 本年収入額	0	円
(2) 支出総額	0	円
(3) 翌年への繰越額	0	円

政治団体の名称

小林まさし後援会

報告年月日 平成十四年九月二日

1 収入・支出の総額	0	円
(1) 収入総額	0	円
ア 前年繰越額	0	円
イ 本年収入額	0	円
(2) 支出総額	0	円
(3) 翌年への繰越額	0	円

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十五年三月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫
一四、〇八三

山梨県選挙管理委員会告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十五年三月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫
一八四、〇二四

山梨県選挙管理委員会告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十五年三月二十日

山梨県選挙管理委員会

選挙区名	三分の一の数	委員長 石澤道夫
東山梨郡	六、九二一	
東八代郡	一九、五〇四	
西八代郡	七、二四一	
南巨摩郡	一、五九五	
中巨摩郡	四四、五二七	
北巨摩郡	一六、七九五	
南都留郡	一一、七四二	
北都留郡	七、七二〇	

甲府市 五一、五五一
 富士吉田市 一四、二〇〇
 塩山市 七、一三三
 都留市・西桂町 一〇、一一〇
 山梨市 八、五五四
 大月市 八、六九〇
 韮崎市 八、四三五

山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第一項及び第三項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

平成十五年三月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

病院の名称	所在地
医療法人燦生会 介護老人保健施設 フルリールむかわ	北巨摩郡武川村柳沢七四〇番地一
医療法人徳洲会 白根徳洲会病院	中巨摩郡白根町西野二二九四番地一

山梨県選挙管理委員会告示第二十九号

平成十五年二月二日執行の山梨県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定による候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告の要旨を次のとおり公表する。

平成十五年三月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

公職の候補者の選挙運動に関する 収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成15年2月2日執行 山梨県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 29,133,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	井上 幸彦	所属党派	無 所 属	平成14年11月17日から 期間 第1回分 平成15年 2月13日まで
出納責任者氏名	諸 平	秀 樹		

収 入	支 出 (円)
主たる寄附	人件費 5,205,000
氏 名 (団体名)	家屋費 7,940,356
職 業	選挙事務所費 7,143,291
寄 附 額 (円)	集合会場費 797,065
井上幸彦後援会 政治団体 18,000,000	通信費 2,329,510
丹沢 良二 会社役員 1,000,000	交通費 61,100
丹沢 順子 会社役員 1,000,000	印刷費 1,855,362
山田 貴明 会社員 10,000	広告費 3,911,460
藤田 良邦 会社役員 50,000	文具費 71,781
中村 直好 会社役員 1,000,000	食糧費 271,782
川崎 浩 会社役員 1,000,000	休泊費 238,337
仲澤 富太郎 会社役員 20,000	雑 費 499,615
茅野 誠 県議会議員 10,000	
小林 玄祥 会社員 10,000	
渋谷 侑広 会社役員 100,000	
芝柳 津南 会社役員 10,000	
新田 剛 会社役員 20,000	
石坂 綾蔵 会社役員 50,000	
風間 義夫 会社役員 10,000	
向江 正生 会社役員 20,000	
岡部 さ津き 無 職 10,000	
飯田 勝 無 職 30,000	
河西 直樹 無 職 10,000	
中込 勝子 無 職 100,000	
笠井 莞爾 会社役員 10,000	
阿部 俊正 会社役員 20,000	
葉梨 信行 国会議員 100,000	
萩野 務 無 職 10,000	
安居 徹雄 無 職 30,000	
その他の寄附 1,025,000	
その他の収入 0	
今回計 23,655,000	今回計 22,384,303
前回計 0	前回計 0
総 計 23,655,000	総 計 22,384,303

報告受理年月日	平成15年 2月17日	第1回 報告分
---------	-------------	---------

公職の候補者の選挙運動に関する 収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成15年2月2日執行 山梨県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 29,133,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	福田 剛司	所属党派	無所属	平成15年 1月 7日から	第1回分
出納責任者氏名	津久井 裕			平成15年 2月13日まで	

収入			支出 (円)	
主たる寄附			人件費	170,000
氏名(団体名)	職業	寄附額(円)	家屋費	214,700
明るい民主県政をつくる会	政治団体	1,313,907	選挙事務所費	214,700
			集会会場費	0
			通信費	34,113
			交通費	0
			印刷費	500,000
			広告費	300,000
			文具費	0
			食糧費	11,463
			休泊費	18,900
			雑費	64,731
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		1,313,907	今回計	1,313,907
前回計		0	前回計	0
総計		1,313,907	総計	1,313,907

報告受理年月日	平成15年 2月15日	第1回 報告分
---------	-------------	---------

公職の候補者の選挙運動に関する 収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成15年2月2日執行 山梨県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 29,133,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	横内 正明	所属党派	無 所 属	平成14年11月11日から 期間 第1回分 平成15年 2月15日まで
出納責任者氏名	小 林 修			

収 入	支 出 (円)
主たる寄附	人件費 2,782,000
氏 名 (団体名) 職 業 寄 附 額 (円)	家屋費 8,913,015
地域未来研究会 政治団体 20,000,000	選挙事務所費 8,026,927
坂本 文雄 無 職 50,000	集会会場費 886,088
塚原 諒一 会社役員 50,000	通信費 1,343,790
渡辺 正紀 会社役員 20,000	交通費 980,973
横森 金蔵 会社役員 100,000	印刷費 5,327,875
滝田 慎司 会社役員 100,000	広告費 1,495,902
滝田 久 会社役員 100,000	文具費 1,136,463
萩原 松造 会社役員 30,000	食糧費 630,607
細川 幸利 会社役員 50,000	休泊費 265,440
細川 菊江 主 婦 50,000	雑 費 547,816
保坂 博則 会社役員 10,000	
田中 利夫 会社役員 20,000	
長田 透 会社役員 10,000	
山口 誠二 会社役員 10,000	
横内正明を支援する正明会 政治団体 357,291	
その他の寄附 0	
その他の収入 2,622,275	
今回計 23,579,566	今回計 23,423,881
前回計 0	前回計 0
総 計 23,579,566	総 計 23,423,881

報告受理年月日	平成15年 2月17日	第1回 報告分
---------	-------------	---------

公職の候補者の選挙運動に関する 収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成15年2月2日執行 山梨県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 29,133,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	山本 栄彦	所属党派	無所属	平成14年11月22日から 期間 第1回分 平成15年 2月 7日まで
出納責任者氏名	今村 宏			

収入			支出 (円)	
主たる寄附			人件費	7,710,000
氏名(団体名)	職業	寄附額(円)	家屋費	5,345,564
すこやか21県民連合	政治団体	6,310,493	選挙事務所費	4,710,122
荻野 浩	会社役員	1,000,000	集会会場費	635,442
堀内 茂夫	弁護士	1,000,000	通信費	2,131,126
今村 宏	団体職員	1,000,000	交通費	580,496
生山 正仁	団体職員	1,000,000	印刷費	6,225,142
民主党山梨県総支部連合会	政 党	100,000	広告費	3,054,900
山梨県歯科医師連盟	政治団体	500,000	文具費	967,263
山梨県薬剤師連盟	政治団体	200,000	食糧費	764,564
古屋 俊仁	弁護士	500,000	休泊費	317,578
			雑費	804,190
その他の寄附		0		
その他の収入		17,000,000		
今回計		28,610,493	今回計	27,900,823
前回計		0	前回計	0
総計		28,610,493	総計	27,900,823

報告受理年月日	平成15年 2月17日	第1回 報告分
---------	-------------	---------

山梨県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定により、平成十五年四月二十七日執行予定の衆議院山梨県第三区選出議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成十五年三月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成十五年四月十四日（ただし、年齢については同年四月二十七日）
- 二 登録を行う日 平成十五年四月十四日
- 三 縦覧に供する期間 平成十五年四月十五日から同年四月十六日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番